

長崎県公立大学法人教員選考及び昇任に関する細則

〔平成17年11月16日〕
細則第16号

改正 平成20年4月1日細則第2号
改正 平成24年4月1日細則第4号
改正 平成25年3月26日細則第3号
改正 平成27年3月11日細則第1号
改正 平成27年3月27日細則第13号
改正 令和2年3月10日細則第6号
改正 令和3年12月6日細則第31号
改正 令和4年3月10日細則第4号

(目的)

第1条 この細則は、長崎県公立大学法人教員選考及び昇任に関する規程（平成17年規程第43号。以下「教員選考等規程」という。）に基づき、教員の選考及び昇任の手続き等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(審査基準)

第2条 長崎県公立大学法人（以下「法人」という。）における教員の選考及び昇任は、教員選考等規程第3条から第6条までの資格を有する者から行うものとし、その審査基準となる経験年数等については、次の各号に掲げる審査基準によるものとする。

(1) 教育・研究歴

- ア 教授：5年以上准教授又はこれに相当する経験（研究機関、企業等での経験を含む。以下同じ。）を有すること。
- イ 准教授：3年以上専任講師又はこれに相当する経験を有すること。
- ウ 講師：3年以上助教又はこれに相当する経験を有すること。

(2) 論文数

- ア 教授：10編以上の論文があり、うち筆頭者としての査読付き論文が2編以上あること（ただし、5年以内に発表した論文が4編以上あり、うち筆頭者としての査読付き論文が1編以上あること。）又はこれと同等の研究業績（研究機関、企業等での業績を含む。以下同じ。）を有すること。
- イ 准教授：5編以上の論文があること（ただし、3年以内に発表した論文が2編以上あり、うち筆頭者としての査読付き論文が1編以上あること。）又はこれと同等の研究業績を有すること。
- ウ 講師：3編以上の論文があること（ただし、2年以内に発表した論文が1編以上あること。）又はこれと同等の研究業績を有すること。

2 前項第1号における「これに相当する経験」及び第2号における「これと同等の研究業績」に関する基準及びその他基準について、必要がある場合は、各学部又は各学科において別に定めることができるものとする。

3 前2項に定める基準により難しい場合は、学長が別に定めることができる。

一部改正 [平成20年細則第2号、平成24年細則第4号、平成25年細則第3号]

(教員の選考に関する審査手続等)

第3条 学長は、教員の公募に当たっては、法人の教員に採用されることを希望する者に次に掲げる書類を提出させるものとする。

- (1) 履歴書（様式第1号）
- (2) 教育研究業績書（様式第2号）

- (3) 主要な研究業績の現物又は写
 - (4) 主要な研究業績の要約（各 1,000 字以内）
 - (5) 今後の研究計画（1,000 字程度）
 - (6) 実務経験がある者はその内容（1,000 字程度）
 - (7) 大学教育に対する抱負（1,000 字程度）
 - (8) 推薦書（推薦書が提出できない場合は本人の申立書）
 - (9) その他学長が必要と認める書類
- 2 教員選考委員会は、採用候補者が提出した前項各号に掲げる書類をもって審査を行い、原則として 3 名以内の採用候補者を選考し速やかに学長に報告するものとする。
 - 3 学長は、前項の報告を受け必要があると認めるときは、教員選考委員会に再審査を求めることができるものとする。
 - 4 前 2 項により選考された採用候補者に対し、教員選考等規程第 10 条第 2 項の規定に基づき、面接及び模擬授業（助教については、研究発表をもって模擬授業に代えることができる。）を実施し、採用候補者を選考するものとする。なお、当該採用候補者を教授、准教授、講師及び助教のどの職として採用するか確定していない場合は、採用時の職についても、あわせて審査するものとする。
 - 5 第 2 項及び第 3 項により選考された採用候補者に大学院の科目を担当させる場合には、担当する研究科の専攻長に対して教員資格審査を依頼し、その結果も踏まえて第 4 項による選考を行うものとする。
 - 6 第 4 項による面接及び模擬授業を実施する採用候補者に対して旅費を支給するものとし、その額は理事長が別に定める。
 - 7 教員選考委員会は、第 4 項により選考された採用候補者について、教員選考等規程第 10 条第 3 項ただし書きの場合を除き、外部有識者の意見を聴くものとする。
 - 8 外部有識者は、前項の規定に基づき意見を求められたときは、採用の適否、採用時の職その他採用の選考に関して必要な意見を述べることができる。
 - 9 教員選考委員会は、選考された採用候補者が採用時において、その職位（教授を除く。）で何年目に相当するかについても、あわせて審査するものとする。
 - 10 教員選考委員会は、公募を締め切った日から原則として 2 か月以内に、その結果を学長へ報告しなければならない。
 - 11 学長は、前項の報告を受けたときは、教員選考委員会を解散するものとする。なお、再度採用手続を行うときは、新たに教員選考委員会を設置するものとする。

一部改正 [平成 20 年細則第 2 号、平成 24 年細則第 4 号、平成 25 年細則第 3 号、平成 27 年細則第 1 号、平成 27 年細則第 13 号、令和 2 年細則第 6 号]

（教員の選考に係る外部有識者の指名等）

- 第 4 条 教員選考等規程第 10 条第 4 項に規定する外部有識者の指名は、学長が採用候補者の所属が予定されるキャンパスの副学長と協議し決定するものとする。
- 2 教員の選考に係る外部有識者に対して謝金及び旅費を支給するものとし、その額は理事長が別に定める。

一部改正 [令和 4 年細則第 4 号]

第 5 条 削除

削除 [令和 3 年細則第 31 号]

（教員の昇任に関する審査手続等）

- 第 6 条 教員選考等規程第 15 条の昇任の申請は、次に掲げる書類をもって行うものとする。
- (1) 履歴書（様式第 1 号）
- (2) 教育研究業績書（様式第 2 号）
- (3) 主要な研究業績の現物又は写
- (4) 主要な研究業績の要約（各 1,000 字以内）

- (5) 今後の研究計画 (1,000 字程度)
 - (6) 大学教育に対する抱負 (1,000 字程度)
 - (7) その他学長が必要と認める書類
- 2 昇任審査委員会は、昇任申請を行った教員が提出した前項各号に掲げる書類をもって昇任の適否を審査する。
 - 3 昇任審査委員会は、前項による審査結果について、教員選考等規程第 16 条第 2 項ただし書きの場合を除き、外部有識者の意見を聴くものとする。
 - 4 外部有識者は、前項の規定に基づき意見を求められたときは、昇任の適否その他昇任に関して必要な意見を述べることができる。

(教員の昇任に係る外部有識者の指名等)

第 7 条 教員選考等規程第 16 条第 3 項に規定する外部有識者の指名は、学長が、当該教員が所属するキャンパスの副学長と協議し決定するものとする。

- 2 教員の昇任に係る外部有識者に対して謝金及び旅費を支給するものとし、その額は理事長が別に定める。

一部改正 [令和 4 年細則第 4 号]

(昇任審査委員会の委員)

第 8 条 学長は、教員選考等規程第 17 条第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定により、委員を指名する際は、昇任を申請した教員の専門分野と同一又はそれに近い専門分野を研究する教員の中から、当該学部の長の推薦に基づき決定するものとする。

- 2 前項の委員の推薦にあたり、当該学部の長は当該学部における学科の長の意見を聴くものとする。

追加 [平成 24 年細則第 4 号]

(補則)

第 9 条 この細則に定めるもののほか、教員の採用及び昇任の手続に関し必要な事項は、教育研究評議会の意見を聴き、理事会の議を経て、理事長が定める。

一部改正 [平成 27 年細則第 1 号]

附 則

この細則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 4 月 1 日細則第 2 号)

この細則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 4 月 1 日細則第 4 号)

- 1 この細則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 19 年 4 月 1 日以前における助教授としての在職期間は准教授としての、助手としての在職期間は助教としての在職期間とみなす。

附 則 (平成 25 年 3 月 26 日細則第 3 号)

この細則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 3 月 11 日細則第 1 号)

この細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 3 月 27 日細則第 13 号)

この細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 10 日細則第 6 号）
この細則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 12 月 6 日細則第 31 号）
この細則は、令和 3 年 12 月 6 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 10 日細則第 4 号）
この細則は、令和 4 年 3 月 10 日から施行する。

(様式第1号)

履 歴 書			
フリガナ 氏 名		男・女	写真貼付
応募科目			
生年月日 (年齢)	年 月 日 (満 才)		
本籍地又は国籍		現住所	
電 話		E-mail	
学 歴			
年 月	事 項		
職 歴			
年 月	事 項		
学会における活動			
年 月	事 項		

社会における活動等	
年 月	事 項

賞 罰	
年 月	事 項

職 務 の 状 況								
勤 務 先	職 名	学部、学科等 (所属部局)の 名称	担当授業科目名	毎週担当授業時間数				備 考
				専任	兼担	兼任	計	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏名

(様式第2号)

教育研究業績書

年 月 日

氏 名

応募科目

教育上の能力に関する事項	年 月 日	概 要
1 教育方法の実践例		
2 作成した教科書, 教材		
3 当該教員の教育上の能力に関する大学の評価		
4 その他		
職務上の実績に関する事項	年 月 日	概 要
1 資格, 免許		
2 特許等		
3 その他		

著書，学術論文等の名称	単著 共著 の別	発行又は 発表の年 月	発行所，発表雑 誌又は発表学会 等の名称	概 要
(著書)				
(学術論文)				
(その他)				

履歴書（様式第1号）の記載要領

- 1 「生年月日（年齢）」の欄の年齢は、採用（昇任）予定日時点の年齢を記載すること。
- 2 「学歴」の欄には、大学若しくは高等専門学校又はこれらと同等以上と認められる学校卒業以上の学歴を有する者は、これらの学歴（学位及び称号を含む。）のすべてについて記入し、その他の者は、最終学歴について記入すること。
なお、資格等についても同欄に記入すること。
- 3 「職歴」の欄には、職歴のすべてについて記入し、職名、地位等についても明記すること。
なお、過去における文部科学省の教員組織審査において教員の資格があると認められた者は、同欄に当該教員組織審査に係る大学名、審査の年月、職名及び担当授業科目名（大学院にあっては、判定結果を含む。）を記入すること。
- 4 「学会における活動」及び「社会における活動等」の欄には、本人の専攻、研究分野等に関連した事項について記入すること。
また、教育研究上の業績を有する場合は、その内容を具体的に記入すること。
- 5 「職務の状況」の欄には、記入日現在における職務の状況について記入すること。
なお、「専任」、「兼担」及び「兼任」の区分は、「専任」の欄には所属する大学等の所属する学科等の授業を、「兼担」の欄には所属する大学等の所属しない学科等の授業を、「兼任」の欄には所属する大学等以外の授業を記入すること。
- 6 「応募科目」の欄は、昇任の場合を除き、公募中の担当科目における先頭科目のみ記載すること。

教育研究業績書（様式第2号）の記載要領

- 1 この書類は、担当授業科目等に関連する教育上の能力に関する事項、職務上の実績に関する事項及び主要な著書、学術論文等（発行又は発表が予定されているものを含む。）について作成すること。
- 2 「教育上の能力に関する事項」の「4 その他」の欄には、1から3に該当するもの以外の事項について幅広く記入すること。
- 3 「職務上の実績に関する事項」の「3 その他」の欄には、1から2に該当するもの以外の事項について幅広く記入すること。
- 4 「著書、学術論文等の名称」の欄には、著書、学術論文及びその他の順に、それぞれ新しい年月順に、番号を付して記入すること。
また、学術論文については、査読の有無がわかるように明記すること。
- 5 「概要」の欄には、教育上の能力に関する事項、職務上の実績に関する事項及び著書、学術論文等の概要について、教育上の能力に関する事項の各欄、職務上の実績に関する事項及び各著書、各学術論文等ごとに200字以上で具体的に記入すること。
なお、著書、学術論文等の共著の場合は、担当部分及び頁数を明記し、また、本人の氏名を含め著作者全員の氏名を当該著書、学術論文等に記載された順に記入すること。
- 6 「応募科目」の欄は、昇任の場合を除き、公募中の担当科目における先頭科目のみ記載すること。